



KIS認証評価の手順と方法

対応基準:認定機関認証評価基準(2022年度~)

適用年度:2022年度

日本技術者教育認定機構

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 4 階

TEL: 03-5439-5031 FAX: 03-5439-5033

E-mail: accreditation@jabee.org

URL: <https://jabee.org/>

目 次

1. まえがき
2. KIS認証の対象、有効期間、方法
 - 2.1 KIS認証の対象
 - 2.2 認証の有効期間と維持、継続、失効
 - 2.2.1 認証の有効期間
 - 2.2.2 認証の維持
 - 2.2.3 認証の継続
 - 2.2.4 認証の失効
 - 2.3 KIS認証の方法
 - 2.3.1 定期評価
 - 2.3.2 継続モニタリング
 - 2.4 定期評価の方法、項目及び結果の記述
 - 2.5 認証行為と公表
 - 2.5.1 認証及び不認証
 - 2.5.2 認証評価結果の公表
3. KIS認証評価の手順
 - 3.1 KIS認証評価の申請及び受理
 - 3.1.1 KIS認証評価の申請
 - 3.1.2 KIS認証評価申請の受理
 - 3.1.3 継続モニタリングの開始について
 - 3.1.4 KISレビューチームの編成
 - 3.2 認証評価項目及び評価方法
 - 3.2.1 認証評価項目
 - 3.2.2 評価の方法及び判定
 - 3.3 定期評価
 - 3.3.1 評価の流れ
 - 3.3.2 認証の流れ
 - 3.3.3 不服申し立て
 - 3.3.4 定期評価に関する概要スケジュール
 - 3.4 継続モニタリング
 - 3.4.1 継続モニタリングの流れ
 - 3.4.2 継続モニタリング報告書に記載する内容
 - 3.4.3 継続モニタリングに関する概要スケジュール
 - 3.5 KISレビューチームの構成

3.5.1 定期評価及び継続モニタリング

4. 実地評価

4.1 実地評価の目的と項目

4.2 実地評価の手順と方法

4.2.1 各国立高専に対する評価プロセスの視察

4.2.2 認定に対する審議プロセスの視察

4.2.3 その他の実地評価

KIS認証評価の手順と方法

2022年度適用

1. まえがき

独立行政法人国立高等専門学校機構(以下、「国立高専機構」という。)は教育の抜本的な改革を推進すべく、モデルコアカリキュラムを策定し、各々の国立高等専門学校(以下、「国立高専」という。)はこのモデルコアカリキュラムに基づき教育プログラムを構築している。そしてこれらの構築された教育プログラムは、国立高専機構が提唱する教育の質保証システムである国立高専教育国際標準(KOSEN International Standard、以下「KIS」という。)に基づいて評価されて認定される。国立高専機構は、この評価と認定に関する実務を第三者として実施するために、公益社団法人日本工学教育協会(以下、日工教という。)に委託し、日工教は自らの責任でKISを評価して認定する認定機関を設立し運営している。この認定機関は各国立高専に対してKISに基づく評価を行い認定するKIS認定システムを有している。一般社団法人日本技術者教育認定機構(以下、「JABEE」という。)は、このKIS認定システムがJABEEの「認定機関認証評価に関わる基本的枠組」に従い制定した認定機関認証評価基準(以下「認証評価基準」という。)に基づいて、適切に機能していることを第三者として認証する(以下、「KIS認証」という。)

この「KIS認証評価の手順と方法」は、認証評価基準に基づいてKIS認定システムに対する認証評価(以下、「KIS認証評価」という。)についての手順及び方法を示すものである。

なお、KIS認証評価の手順及び方法に関して、本文書に定めがない事項については、JABEEが別途定める。

2. KIS認証の対象、有効期間、方法

2.1 KIS認証の対象

KIS認証の対象は認定機関が運営するKIS認定システムである。

2.2 認証の有効期間と維持、継続、失効

2.2.1 認証の有効期間

KIS認証では、6年毎に認定機関から認証評価の申請を受け取り、KIS認定のシステムに対し定期評価を行って認証する。認証の有効期間は定期評価を受けた年度の4月1日を開始日とした6年間とし、認定機関は有効期間中に別途定める年会費をJABEEに支払う。JABEEは本認証が有効期間中であることを公表する。

2.2.2 認証の維持

認定機関は、認証を維持するために認証の有効期間中に3.4に記す継続的なモニタリング(以下「継続モニタリング」という。)を受ける必要がある。

2.2.3 認証の継続

認証の有効期間が満了した場合、認定機関は認証を継続するために、有効期間の末日までに認証評価の申請を行い、有効期間を満了する翌年までに定期評価を受ける必要がある。

2.2.4 認証の失効

認証の有効期間中に以下のいずれかに該当する事項が発生した場合、認証は失効する。JABEEは失効日をもって公表することを中止する。

- (1) JABEEの指定する期日までに年会費が支払われなかった場合は、前年度の末日を有効期間の失効日とする。
- (2) 認証の有効期間中に認定機関から認証辞退届がJABEEに提出された場合は、当該年度の末日を有効期間の失効日とする。

図2-1: 認証の有効期間

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
定期評価①						定期評価②					
申請	認定結果承認/公表					申請	認定結果承認/公表				
	継続モニタリング	継続モニタリング	継続モニタリング	継続モニタリング	継続モニタリング		継続モニタリング	継続モニタリング	継続モニタリング	継続モニタリング	継続モニタリング
	モニタリング結果報告	モニタリング結果報告	モニタリング結果報告	モニタリング結果報告	モニタリング結果報告		モニタリング結果報告	モニタリング結果報告	モニタリング結果報告	モニタリング結果報告	モニタリング結果報告
定期評価①の有効期間						定期評価②の有効期間					

2.3 KIS認証の方法

KIS認証では、KIS認定システムの定期評価を行って当該年度の認証評価基準を満足しているか否かを判定し、その判定結果に基づいて認証する。

また、認証の有効期間中は、KIS認定システムの継続モニタリングを行って認証評価基準を満足していることを確認する。

2.3.1 定期評価

定期評価では、自己点検書の評価及び実地評価を行って、KIS認定システムが全ての認証評価基準を満足していることを確認して、認証の可否を判定し、結果を認定機関に通知するとともに公表する。

KIS認証評価委員会はKIS認証評価の申請を受理して定期評価を開始する。KIS認証評価委員会は始めにKISレビューチームを編成する。KISレビューチームは、KIS認定システムの認証評価自己点検書(以下「自己点検書」という。)を精査し、実地評価により確認し、全ての認証評価基準を満足しているか否かを評価し、認証評価報告書及び認証の可否案を作成し、KIS認証評価委員会に報告する。KIS認証評価委員会は認証評価報告書及び認証の可否案に基づいて認証の可否を判定する。JABEE理事会(以下、「理事会」という。)は認証可否の判定結果を承認し、認定機関に通知するとともに公表する。

2.3.2 継続モニタリング

継続モニタリングでは、前年度のKIS認定の実施状況、KIS認定システムの改善項目・変更項目を精査し、認証評価基準が満足されていることを確認し認定機関に通知する。

KIS認証評価委員会は年度の初めにKISレビューチームを編成する。KISレビューチームは、直近の定期評価、継続モニタリングで弱点と指摘された項目に対する改善状況及び前年度のKIS認定の実施状況の報告(認定機関が自由に作成する文書、以下「KIS認定サマリレポート」という。)を精査し、継続モニタリング報告書を作成し、KIS認証評価委員会に報告する。KIS認証評価委員会は継続モニタリング報告書を精査して理事会に報告するとともに認定機

関に送付する。

2.4 定期評価の方法、項目及び結果の記述

定期評価では、認証評価基準の各項目(以下「点検項目」という。)とそれに基づいて総合的判定を行うための「点検大項目」に対して、自己点検書による評価と実地評価を行う。

認証評価基準に対する認定機関の「適合の度合い」を点検項目毎に判定し、それに基づいて点検大項目を判定する。その結果は別に定める認証評価報告書に記録として残す。そこに記述される用語の意味は次のとおりである。

(1)満足(認証評価報告書では、略号「S」で表わす。)

当該点検項目の認証評価基準を満たしている。

(2)弱点(認証評価報告書では、略号「W」で表わす。)

当該点検項目の認証評価基準を現時点ではほぼ満たしているが、その適合の度合いを強化するために迅速な対処を必要とする。認定機関の改善を強化・加速することが要求される。

(3)欠陥(認証評価報告書では、略号「D」で表わす。)

当該点検項目の認証評価基準を満たしていない。認定機関は認証評価基準に適合していないと判定される。

2.5 認証行為と公表

認証の可否は認証評価の結果に基づいて判定する。

2.5.1 認証及び不認証

定期評価における認証評価の判定が確定した結果、すべての点検大項目に対して「欠陥」がないと判定された場合に「認証」と判定し、点検大項目のうち一つでも「欠陥」があると判定された場合に「不認証」と判定する。継続モニタリングでは認証の判定は行わない。

2.5.2 認証評価結果の公表

JABEEが「認証」と判定した時点で、認定機関の名称及び認証開始年を公表する。

3. KIS認証評価の手順

3.1 KIS認証評価の申請及び受理

3.1.1 KIS認証評価の申請

認証評価を受ける認定機関は、JABEEが指定する様式に基づく文書により、JABEEへ認証評価の申請を行う。認証評価の申請にあたって、認定機関は認証申請の責任者、必要な担当者を定める。認証申請の責任者は認証評価の窓口を務め、必要書類の準備や関係者への連絡等、円滑な認証評価に努める。認証申請の責任者は担当者(適切な実務代行者)を指名して、当該代行者に実務を任せることができる。認証評価の申請についてはJABEEが別に定める期間内に申請しなければならない。

3.1.2 KIS認証評価申請の受理

KIS認証評価委員会は、認定機関から認証評価申請の受理を審議・決定する。認定機関は別に定める認証評価に関する規程に従って、JABEEに年会費を支払う。

3.1.3 継続モニタリングの開始について

認証が有効な期間中は、年度の初めにKIS認証評価委員会の判断により継続モニタリングを開始する。

3.1.4 KISレビューチームの編成

KIS認証評価委員会は、本文書3.5に記載されている要件に従って、レビューチーム主評価委員1名及びレビューチーム副評価委員2名を任命して、KISレビューチームを編成する。

3.2 認証評価項目及び評価方法

3.2.1 認証評価項目

(1) 定期評価

定期評価における評価項目は、認証評価の申請年度に適用される認証評価基準に対応する全ての点検項目とする。また、2回目以降の定期評価においては、「認定機関認証評価に関わる基本的枠組」の第3章3.1「認定機関認証評価の基本的立場」に掲げる「優れた教育方法の導入を促進し、技術者教育を継続的に発展させる。」との趣旨を重視し、また、通算6年間の認証に係る過去の評価で指摘のあった事項、継続モニタリングで確認された項目について、特に注意を払って行われる。

(2) 継続モニタリング

継続モニタリングでは、継続モニタリング開始時に以下の観点を確認して、認定機関と協議して、当該年度の具体的な評価項目を決定する。

(a)前年度のKIS認定の実施状況

(b)定期評価または継続モニタリングで弱点(W)と指摘された項目に対する改善状況

(c) KIS認定システムに関する前年度からの改善事項・変更事項

3.2.2 評価の方法及び判定

定期評価では、全ての認証評価項目に対して KIS 認定システムが認証評価基準を満たしているか否かを点検して判定する。認定機関は自己点検の結果を「認証評価自己点検書の様式」に記入して証拠資料を添付し、JABEE が指定する期日までに提出する。自己点検書提出日以降は、正誤表を除いて自己点検書の差し替え、修正及び追加を認めない。

継続モニタリングでは、前回の定期評価または継続モニタリングで弱点(W)と判定された項目に対して点検して判定する。

3.3 定期評価

定期評価において認定機関に直接に接触するのは KIS レビューチームとする。KIS レビューチームは自己点検書の評価と実地評価を通して、認証評価報告書と認証可否案を作成する。評価結果に関わる重要事項等の連絡は必ずレビューチーム主評価委員による文書(電子メールも可とする。)により行う。レビューチーム主評価委員及び認定機関は当該文書の複写等の記録保存及び情報流出の防止に努める。レビューチーム主評価委員は必要に応じて JABEE 事務局と連絡をとり、認証評価の円滑な実施に努める。

KIS 認証評価委員会は、認証評価報告書と認証可否案を審議して、認証の可否を判定して、理事会に提出する。理事会は、KIS 認証評価委員会から提出された認証評価報告書と認証可否の判定を審議して承認する。

3.3.1 評価の流れ

定期評価は以下の(1)～(5)の順に進める。実施時期については、「3.3.4 定期評価に関する概要スケジュール」を参考にする。

- (1) 認定機関は自己点検書を作成し、自己点検書提出日までにJABEEのWebサイトへアップロードする。KISレビューチームはJABEEのWebサイトから自己点検書をダウンロードする。自己点検書のアップロードが不可の場合はJABEE事務局に送付し、JABEE事務局からKISレビューチームに送付する。
- (2) KISレビューチームは自己点検書を精査して、確認できた項目を認証評価報告書に記載する。疑問点についてはレビューチーム主評価委員がとりまとめて、認定機関に確認する。確認では、必要に応じて最小限の補足資料の要求やWeb会議等による質疑応答を行う。また、レビューチーム主評価委員はJABEE事務局を通して実地評価の日程を確認する。認証評価報告書についてはJABEEから様式を提供する。
- (3) KISレビューチームは必要に応じて各国立高専の評価プロセスと各国立高専の認定に対する審議プロセス等について実地評価で確認する。
 - (a) 認定機関の派遣するKIS認定の審査チームが各国立高専を評価するプロセスを視察

し、自己点検書に記載されている内容を確認する。視察する国立高専は最大で3校までとする。

(b)認定機関が各国立高専に対してKIS認定の判定を審議するプロセスを視察し、自己点検書に記載されている内容を確認する。

(c)実地評価は原則として上記2項目とするが、上記以外に必要があれば、具体的に点検項目を明確にして、レビューチーム主評価委員は認定機関と協議して日程と段取りを決めて、実地評価を行う。実地評価が必要な場合、KIS認証評価委員会に理由と日程を報告する。

(4) 実地評価後、レビューチーム主評価委員はレビューチーム副評価委員と協議の上、評価結果をまとめて、認証評価報告書を完成する。認証評価報告書を認定機関に提示して、記載内容に対する事実確認を行う。認定機関が記載事項に対して事実誤認等があると判断した場合、レビューチーム主評価委員に文書(以下「追加説明書」という。)で申し立てる。

(5) 事実誤認があったと判断された場合、KISレビューチームは必要に応じて認証評価報告書を修正して、認証可否案を作成する。認証可否案の作成においては、KISレビューチームの中で十分な議論を行った上、共通の結論を導くこととし、最終的な判断はレビューチーム主評価委員の責任において行う。認証評価報告書と認証可否案をKIS認証評価委員会に提出する。

3.3.2 認証の流れ

KIS 認証評価委員会は、KIS レビューチームから提出された認証評価報告書と認証可否案を審議して、認証可否を判定して、理事会に提出する。理事会は、認証評価報告書を確認し、KIS 認証評価委員会の提出した認証可否の判定を審議して承認する。認証評価報告書と認証可否を認定機関に通知するとともに認証可の場合はその由を公表する。

3.3.3 不服申し立て

認証されなかった場合、認定機関は不服があれば、通知を受理してから1回に限り3ヶ月以内に理由を付してJABEEに不服申し立てを行うことができる。不服申し立てがあった場合、KIS認証評価委員会が申し立てと認証評価の内容を精査し、必要に応じて有識者による別委員会を設けて裁定を下す。裁定により認証可となった場合は、直ちにその由を公表する。

3.3.4 定期評価に関する概要スケジュール

時期	認定機関	JABEE	
4月	認証評価の申請		
5月	自己申告書の作成	認証評価申請の受理を審議・決定 KISレビューチームの編成	KIS認証評価委員会
6月～11月	自己点検書に対する質疑応答、実地評価の日程確認	自己申告書の精査、実地評価の確認項目の確認	KISレビューチーム
11月～12月	実地評価(各国立高専に対する評価プロセスの視察、最大3校)		
2月	実地評価(認定機関の認定に対する審議プロセスの視察) (確認できない点検項目があった場合の実地評価)		
3月	認証評価報告書の事実確認	認証評価報告書の作成	
6月		認証可否案の作成	KIS認証評価委員会
		認証評価報告書、認証可否案の審議及び判定	
		理事会に認証評価報告書、判定結果を報告及び承認の受領	
6月～9月		認定機関に認証評価報告書、判定結果の通知 認証された場合、判定結果の公表	
		判定結果に不服があった場合、不服の申立て及び対応	

3.4 継続モニタリング

継続モニタリングにおいて認定機関に直接に接触するのは KIS レビューチームとする。KIS レビューチームは、前年度の認証評価の状況、KIS 認定サマリレポートを精査して、認定機関と当該年度の進め方を協議し、該当年度の評価項目・日程等を決定する。KIS レビューチームは、Web 会議等により認定機関と情報交換を行い、継続モニタリング報告書を作成する。実地評価は原則として実施しない。なお、継続モニタリングの結果は認証の可否に影響を与えない。

3.4.1 継続モニタリングの流れ

継続モニタリングは以下の(1)～(5)の順に進める。実施時期については、3.4.3 継続モニタリングに関する概要スケジュールを参考にする。

- (1) KISレビューチームは、継続モニタリングの事前準備として以下の内容を確認する。
 - (a) 認証評価報告書(直近の定期評価)
 - (b) 継続モニタリング報告書(直近の定期評価以降に実施された継続モニタリング)
 - (c) KIS認定サマリレポート(前年度)
- (2) KISレビューチームは認定機関と当該年度の継続モニタリングの進め方を協議して、以下を決める。
 - (a) モニタリングで重視する項目
定期評価で弱点とされた項目、改善予定の項目、他
 - (b) 当該年度の継続モニタリングのスケジュール
KIS認定の年間スケジュールを確認して、スケジュールを決定する。
- (3) 継続モニタリング報告書を作成する上で確認等が必要な項目について認定機関と情報

交換を行う。継続モニタリングは、原則として書類の確認とWeb会議による情報交換により実施するが、書類の確認とWeb会議では適切に評価できないと判断された場合には実地評価を行う。実地評価を行う場合、KIS認証評価委員会に理由と日程を報告する。

- (4) レビューチーム主評価委員はレビューチーム副評価委員と協議の上、継続モニタリング報告書を完成する。継続モニタリング報告書作成においては、KISレビューチームが十分な議論を行った上で共通の結論を導くこととし、最終的な判断はレビューチーム主評価委員の責任において行う。継続モニタリング報告書を認定機関に提示し、認定機関は記載内容に対する事実確認を行う。事実確認後、KISレビューチームは必要に応じて認証評価報告書を修正して、KIS認証評価委員会に提出する。
- (5) KIS認証評価委員会は、継続モニタリング報告書を精査して、理事会に報告する。報告後、継続モニタリング報告書を認定機関に通知する。

3.4.2 継続モニタリング報告書に記載する内容

継続モニタリング報告書には、以下に関する状況、気づいた点及び改善に向けた助言等を記載する。

- (a) 当該年度のKIS認定評価の実施状況
- (b) 定期評価及び継続モニタリングで弱点と指摘した項目についての改善状況
- (c) 前年度からの改善事項、変更事項

3.4.3 継続モニタリングに関する概要スケジュール

時期	対象の認定機関	JABEE	
4月	KIS認定サマリレポートの提出 (前年度のKIS認定評価の状況)	KISレビューチームの編成	KIS認証評価委員会
5月		継続モニタリングの事前準備	KISレビューチーム
6月～8月	継続モニタリングの進め方について協議		
	書類の確認、情報交換 (必要に応じた実地評価)		
		継続モニタリング報告書の作成	
	継続モニタリング報告書の実事確認		
9月		継続モニタリング報告書の精査	KIS認証評価委員会
		理事会に継続モニタリング報告書を報告	
		認定機関に継続モニタリング報告書の送付	

上記は実地評価を行わない場合の標準的なスケジュールである。

3.5 KISレビューチームの構成

3.5.1 定期評価及び継続モニタリング

定期評価及び継続モニタリングでは、レビューチーム主評価委員(1名)とレビューチーム副評価委員(2名)の体制で実施する。レビューチーム評価委員に関しては、利益相反にならない人材を下記要件で選任する。また、KISレビューチームの任期は1年として、毎年度、KIS認証評価委員会が選任する。

(a)レビューチーム主評価委員

レビューチーム主評価委員では下記2点の要件を満たす人材を選任する。

- ・KIS認証評価委員会に所属している。
- ・JABEEの認定活動に精通している。

(b)レビューチーム副評価委員

レビューチーム副評価委員では下記の要件を満たす人材を選任する。

- ・JABEEの認定活動に精通している。

4. 実地評価

4.1 実地評価の目的と項目

実地評価では、自己点検書や事前に送付された補足資料やWeb会議等の情報交換では確認できなかった項目に関して、認証評価基準を満足しているか否かを確認、判定するために行う。実地評価では、主に各国立高専に対する評価プロセス及び認定を判定する審議プロセスの視察を通して、認証評価基準への適合状況を確認する。

4.2 実地評価の手順と方法

4.2.1 各国立高専に対する評価プロセスの視察

KIS認定システムでは当該年度の11月から12月にかけてKIS認定の評価員により各国立高専の実地評価が行なわれる。KISレビューチームはこの実地評価に参加して、実地評価のプロセスを視察する。KIS認定の評価には関与しない。各国立高専に対する評価プロセスの視察の日程は、JABEE事務局が認証申請の責任者に確認してKISレビューチームに通知する。国立高専の実地評価が、Webで実施される場合はWebを通して視察し、訪問で行われる場合は原則として訪問して視察する。ただし、レビューチーム評価委員が日程等の関係で実地評価に参加できない場合、KIS認証評価委員会が選定した代行者がレビューチーム評価委員の要求する映像を録画して、その映像を確認することにより視察する。レビューチーム評価委員の確認後、録画映像をすみやかに消去する。

4.2.2 認定に対する審議プロセスの視察

KIS認定システムでは当該年度の2月に各国立高専に対するKIS認定に関する審議が行われる。この審議では、認定機関により各国立高専に対する認定可否の審議と審議結果の承認が行われる。KISレビューチームは、この審議に参加して、審議、認定のプロセスを視察する。KIS認定の判定には関与しない。審議の視察の日程はJABEE事務局が認証申請の責任者に確認してKISレビューチームに通知する。審議がWeb会議で行われる場合はWebで視察し、実会議で行われる場合は原則として実会議に参加して視察する。ただし、レビューチーム評価委員が日程等の関係で会議に参加できない場合、KIS認証評価委員会が選定した代行者が、会議の映像を録画して、その映像を確認することにより視察を行う。レビューチーム評価委員の確認後、録画映像をすみやかに消去する。

4.2.3 その他の実地評価

自己点検書の精査、各国立高専のKIS認定に対する評価プロセスの視察及びKIS認定に対する審議プロセスの視察により確認できない点検項目があった場合に、該当項目に対する実地評価を行う。KISレビューチームは必要な点検項目を明確にして、認証申請の責任者と協議して実地評価の進め方、日程を決める。また、レビューチーム主評価委員は実地評価の理由と日程をKIS認証委員会に報告する。

